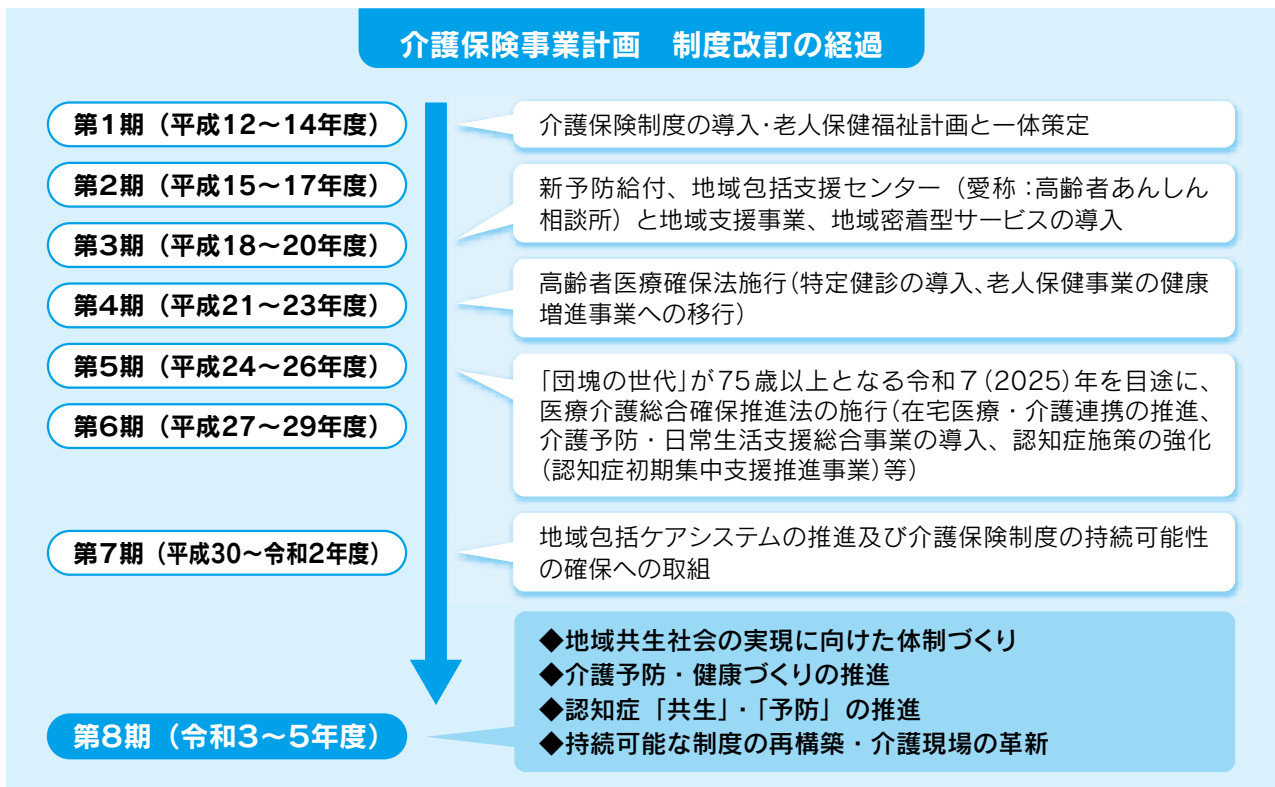


第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と策定の意義

介護保険制度がスタートしてから、21年が経過するとともに、介護サービス利用者及び介護サービス提供事業者も大きく増加し、高齢者の生活の支えとして定着・発展してきています。

その間、高齢者人口の動向、介護保険サービスの利用状況、高齢者のニーズ等に合わせて高齢者福祉施策・介護保険制度は見直しを繰り返してきました。



我が国においては、高齢者、子ども、障がい者等、対象分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が地域福祉の基本コンセプトに位置づけられています。

そして、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な役割を果たすものです。

第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえて地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が進められ、地域共生社会の実現を視野に入れた計画策定が行われました。

第8期となる本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る令和7（2025）年さらには、現役世代が急減する令和22（2040）年を見据え、本市が目指す地域包括ケアシステムの構築に向け、「地域共生社会」の実現を目指しながら、高齢者が住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを目的として策定するものです。



2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画として、両計画を一体的に策定します。

なお、平成20年4月に老人保健法（昭和57年法律第80号）が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、医療保険者が特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、40歳以上の保健事業は健康増進法（平成14年法律第103号）に移行しましたが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本計画は従来の老人保健福祉計画の内容も含むものとします。

また、「日南市重点戦略プラン」及び「日南市地域福祉推進計画」並びにその他の関連する計画との整合を図って策定するものです。

日南市重点戦略プラン（令和2年改定 令和2年度～令和6年度）
～「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目指して～

第2期日南市地域福祉推進計画
（地域福祉計画及び地域福祉活動計画 平成29年度～令和3年度）

その他の福祉分野個別計画

- ・日南市障がい者計画及び障がい福祉計画
- ・日南市子ども・子育て支援事業計画
- ・健康にちなん21計画（第2次）
- ・保健事業実施計画（データヘルス計画）等

日南市高齢者保健福祉計画
・第8期介護保険事業計画
（令和3年度～令和5年度）

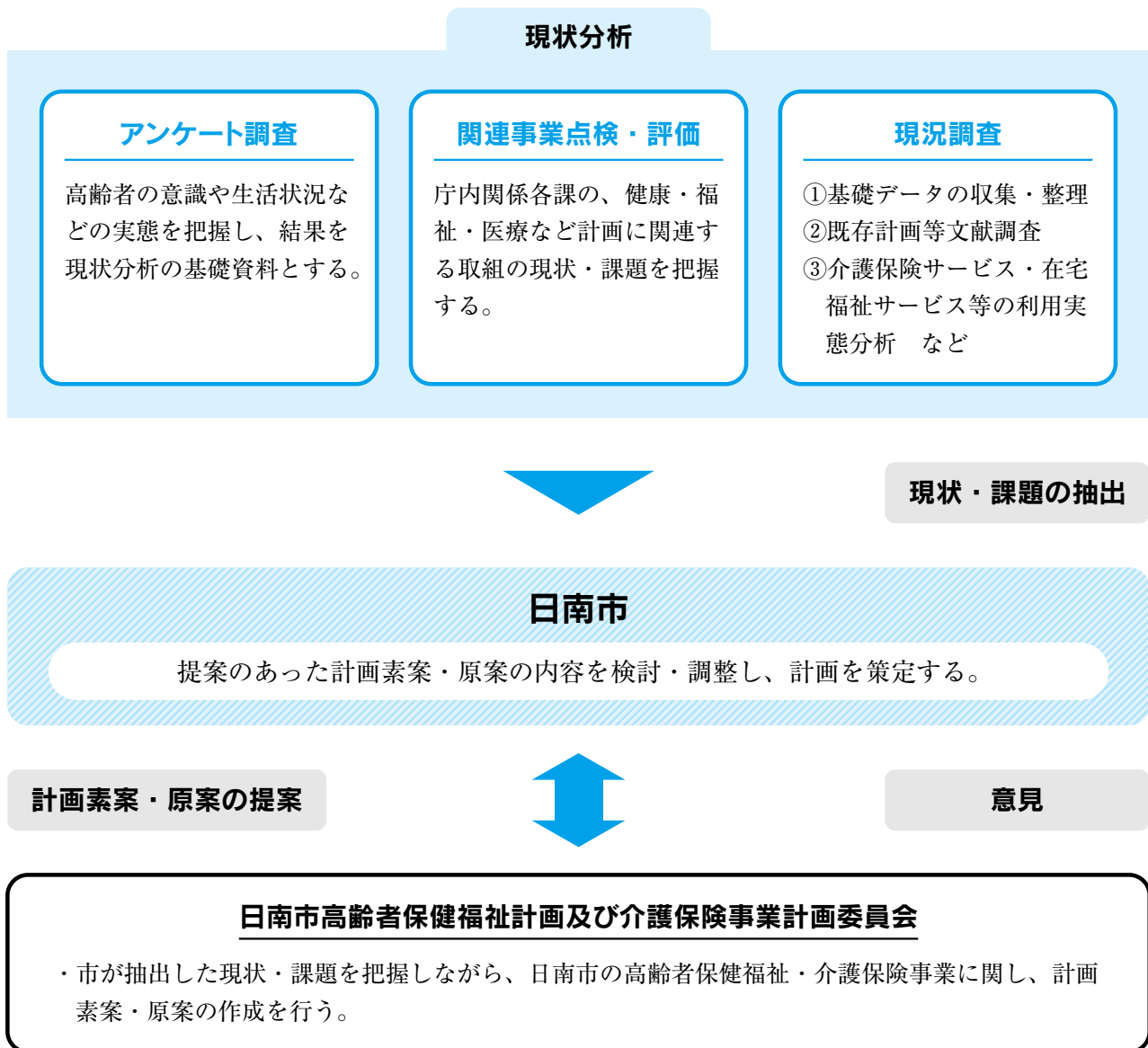
3 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うことになっており、今回策定する第8期介護保険事業計画の期間は令和3～5年度となります。また、高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、同様に3年間を計画期間と定めます。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第7期計画								
			第8期計画					
						第9期計画		



4 計画策定の体制





5 第8期介護保険事業計画のポイント

国の「第8期計画策定における基本指針」により、本計画における施策の方向性を整理すると、次のようになります。

(1) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係をを超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいいます。

そして、高齢化が進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、この地域共生社会の実現に向けた中核的基盤となります。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年改正)においては、地域共生社会の実現を目指して、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築の支援」、「地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進」、「医療・介護のデータ基盤の整備の推進」、「介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」等の見直しが行われました。

今後は、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて、地域包括ケアシステムの推進や、地域づくり等に一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図っていきます。

■地域共生社会のイメージ■



資料：厚生労働省



(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が自立した日常生活を営むことができるような支援や、要介護状態等になることへの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図るため、次のような取組は重要です。

- 自立支援・介護予防に関する普及啓発
- 介護予防の通いの場の充実
- 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上・低栄養防止に関する取組
- 地域ケア会議における医療、介護、福祉等の多職種連携による取組
- 地域包括支援センター（愛称：高齢者あんしん相談所）の強化
- ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進
- 短期集中型予防サービスや地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携した取組

加えて、運動、口腔、栄養、社会参加などの視点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・推進により、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげ、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

(3) 在宅医療と介護の連携を図るための体制整備

今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、これらの高齢者の入退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、さらには、感染症や災害時対応等の様々な局面において、在宅医療と介護の連携体制整備は重要です。

このため、医療関係職種と介護関係職種の連携や連携の核となる人材育成及び庁内連携の強化が必要です。

(4) 「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の柱に沿って施策を進めることが重要です。

- 認知症への理解を深めるための普及啓発及び認知症本人からの発信支援
- 通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組
- 「医療・ケア・介護サービス」の基盤整備・人材確保・対応力向上の取組及び「介護者」の負担軽減等の取組
- 認知症バリアフリー（認知症になってからでも住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす）の推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援



(5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上・業務効率化

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するための取組を行っていくことが重要です。

加えて、人的制約が強まる中、必要なサービスを提供していくためには、業務の効率化に取り組んでいくことが不可欠です。

具体的には、次の取組が重要です。

- 他業種からの新規参入の促進、復職・再就職支援
- 離職防止・定着促進のための働きやすい環境整備や処遇改善
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用
- 介護分野の文書に係る負担軽減、要介護認定制度における業務の効率化
- 介護現場革新の取組の周知広報・介護職場のイメージ刷新

地域包括支援センターの職員については、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員のほか、ケアプランナー等の専門職の配置も検討を行うことが必要です。

さらに地域支援事業を充実させるため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）及びボランティア、認知症サポーター等の養成は重要です。

(6) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、次の取組が重要です。

- 防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練
- 災害・感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備
- 国・県・市・関係団体が連携した支援・応援体制の構築



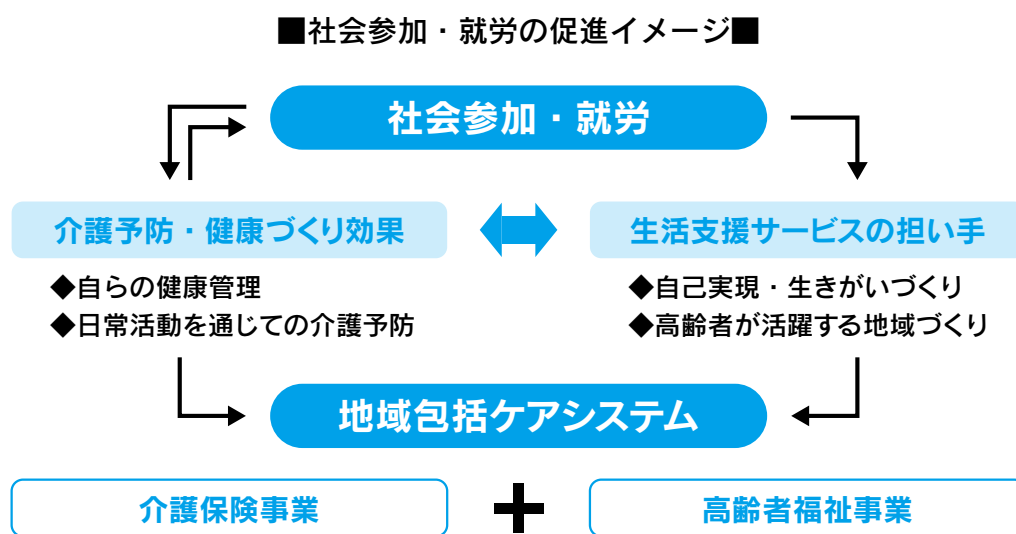
6 高齢者保健福祉計画のポイント

(1) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との整合性

高齢者保健福祉計画においては、前期同様、それぞれの事業の精査等を通して、第8期介護保険計画との整合性を図りながら、介護保険制度による地域包括ケア体制の確立・具体化・実行という動きに合わせて現行の高齢者保健福祉計画をより発展させる形で計画づくりを行います。

(2) 介護予防・健康づくりの視点からの社会参加・就労の促進

介護予防・健康づくりの視点から、様々なボランティア活動や地域活動、さらには、シルバー人材センター事業等の就労活動など、地域での自助・共助の取組を通して、地域における生活支援の担い手として、高齢者が元気に活躍する地域づくりを推進します。



(3) 健康寿命の延伸

健康・医療戦略や未来投資戦略2017等において、政府全体として、健康寿命の延伸（令和2（2020）年までに1歳、令和7（2025）年までに2歳延伸）を目標として掲げており、健康づくりと介護予防の推進（健康寿命の延伸）は、介護保険制度にとっても大きなテーマとなっています。

こうした取組が地域で推進され、より多くの高齢者が参画することによって、予防・健康づくりの推進が図られるだけでなく、年齢による「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えた地域のつながり強化及び地域の活力の維持・向上に寄与することが期待されます。